

令和2年12月農業委員会定例会議事録

日時	令和2年12月18日(金)午後1時45分～午後3時02分
場所	さぬき市役所 本庁 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号～7号)
日程第3	非農地証明願について (会長提出議案第8号、9号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第10号、11号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第12号～19号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第20号)
日程第7	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 11 川田政美 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	無
事務局	藤井 浩事務局長 山下智資課長補佐 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主任主事
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	無

議長（会長）

では、ご案内を差し上げました令和2年12月農業委員会定例会の定刻が参りましたので、ただいまから始めさせてもらいたいと思います。

皆さん、こんにちは。令和2年もあと少しで新しい年を迎えることとなりましたが、毎日この頃寒さが強くなっておりませんが、皆さん風邪などひかないように、いかがお過ごしでしょうか。

今年も振り返ってみますと、新型コロナウイルスと鳥インフルエンザ、それと、去年より広島の場合で大変今年は振り回された年になりましたが、来年はすばらしい年を迎えるよう頑張っていきたいと思います。また、来年はオリンピック等、新しいことが始まるので、期待を持ってやっていきたいと思っています。

皆様には、農家相談等でお世話になりましたが、無事、先月の農家相談も終了致しまして、来年からは意向調査という、また大変なことになりますので、またご協力のほどお願い致したいと思っております。よろしくお願い致します。

最後になりましたが、本日の議題であります各案件につきましては、円滑なご審議ができますよう、よろしく協力のほどお願いして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認をし、調査をしていただいておりますので、よろしくお願い致します。

本日、新規就農の案件がありまして、事前に各地区の代表者と会長職務代理、私の7人で聞き取り調査を行っておりますので、後ほど地区代表者から報告致しますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は18名中18名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、全員の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録の署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。それでは、12番十川隆行委員さん、13番岩澤委員さん、両委員さん、よろしくお願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告、事務局より報告をお願い致します。

事務局

そうしたら、こちらの別紙をご覧ください。

これの1ページで、農地法第18条第6項の規定による通知書を1件受理しております。これは賃借権を中途解約するものです。

貸人が●●●●●●●●●●地区の●●●●●●●●●●様、借人は●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●様で、申請地●●●●●●●●●●番他6筆です。解約理由は売買のためです。

次に、使用貸借に係る農地の返還通知書を7件受理しております。これは2ページをご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するものです。

まず、貸人は●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●様、借人は●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番●●他1筆です。解約理由は借手の都合のためです。

貸人は●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●様、借人は●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番他1筆です。解約理由は借手の都合のためです。

貸人は●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●様、借人は●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番です。解約理由は借手の都合のためです。

貸人は●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●様、借人は●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番他1筆です。解約理由は借手の都合のためです。

それと第5号、第6号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りを行っている農地で、貸人は●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●様、借人は●●●●●●●●●●

様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積61㎡。譲渡人の申請事由、●●●●●●●●●●。譲受人の申請事由、●●●●●●●●●●。権利は●●●●●●●●●●を伴うもので、経営面積11,355㎡。受人従事数は2。資料は6ページ、7ページでございます。申請地は●●●●●●●●●●南西650mに位置し、譲受人については、申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。また、今回の申請理由については、当時の所有者から用途廃止申請をされた旧農道・水路を●●●●●●●●●●が引き受けたが、売払いの手続が済んでいなかったため、相続人である譲受人と話がまとまり、今回の申請に至ったものでございます。登記、現況ともに田であるため、3条申請となります。

続きまして、第6号、第7号については一括でお話しさせていただきます。地区番号は5、受付年月日、令和2年11月27日。譲渡人、●●●●●●●●●●様、●●●●●●●●●●様。譲受人、●●●●●●●●●●様、●●●●●●●●●●様。申請地は、●●●●●●●●●●番●、●●●●●●●●●●番●の2筆1,196㎡と●●●●●●●●●●番●、●●●●●●●●●●番●の2筆1,355㎡で、台帳地目、現況地目はともに田です。譲渡人の申請事由は●●●●●●●●●●。譲受人の申請事由は●●●●●●●●●●。権利はともに●●●●●●●●●●を伴うもので、経営面積については、●●●●●●●●●●様が7,725㎡、●●●●●●●●●●様が9,990.92㎡。受人従事数は、●●●●●●●●●●様が3、●●●●●●●●●●様が2。資料は8ページ、9ページでございます。申請地は●●●●●●●●●●南200m周辺にあり、譲受人については、申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。なお、譲渡人の申請事由がその他の件については、譲渡人は耕作不便で耕作にも苦慮をしていたが、相手側の要望が強いということで、その他としているとのことです。申請地については、今後、基盤整備を予定しているとのこととございます。以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●地区、●●●●●●●●●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告を求めます。

まず、最初、●●●●●●●●●●地区、お願いします。

蓮井セツ子委員

議案第1号でございますが、12月15日に8名出席のもと現地調査を行いました。先般の、松岡委員より実績報告を申し上げたとおりのところでございまして、長年雑草が生えておったのが、もう牧草に変わっていくというようなこととございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（会長）

続きまして、●●●●●●●●●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。

廣瀬 徹委員

●●●●●●●●●●地区担当の廣瀬です。こういう新規就農者の受入れに関して、私、どんなふうに報告していいのか、初めての経験で分かりません。前回農業委員したんですけど、農地部会にいましたけど、こういう経験はありません。地元として一応受け入れたいというふうに考えております。

●●●●●●●●●●というところではあるんですけども、ここは平安、奈良の時代から存在する古い歴史を持った地区でして牛飼いの子孫が、当時の記録によれば、20戸余りあるという記録なんですけども、現在も自治体の数は24軒ぐらいで、ほとんど変わりません。そういう歴史のあるところなんです。

この農地を持っていた●●●●●●●●●●さん、恐らく頑張っただけでここまで農地を保持してきたんだと思います。前回私が農業委員したとき、●●●●●●●●●●に嫁に行った娘さん連れ立って、農地を貸したいんだということをお願いに来たのがまだ印象深く残っています。頑張っただけで頑張っただけでやったんでしょけども、もうこういう形になったんだと思います。

●●●●●●●●●●地区は閉鎖的なところで、こういう外部の人をあんまり受け入れたこと

のないところです。でも、●●には、セイタカアワダチソウが生えて、隣接農地が非常に迷惑を被っているところが数か所あります。それはもう所有者の所在もはっきりしないとか、ちょっと面倒だというような人ばかりで、今回こういうふうにしちんとした形で、真っ当な人が所有者になってくれれば、今後はスムーズにいくんじゃないかと思って、前向きに考えております。そういう点でありがたいというふうに考えております。

また、●●●●さんにとっては、引き継ぐ後継者があったということでもよかったのではなかろうかというふうに思っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

大塚ノブ子委員

第3号につきましてご報告致します。12月13日、私たち8人で現地確認を行いました。行ってみますと、現地は既に整地されてハウスが建ち、その上には太陽光の板が載っておりました。私たちはここを誤って来たのではないかと地図を見直しましたが、やっぱりその場所でした。既に建っているのを取りのけてもらうのもちょっとなど。また、もう一人の人は、このまま進めてあげたいのはやまやまだが、どうしようということで、結局その日は結論が出ませんでした。それで、今日の定例会で皆さんのご意見をお聞かせ願いたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区、お願いします。

川田政美委員

第4号議案ですが、16日、●●●農業委員全員で現地を見ましたけども、別に問題なかろうかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（会長）

続きまして、●●地区、お願いします。

十河道夫委員

ご報告申し上げます。第5号議案ですが、●●●さんのこの隙間的な田んぼ、道路、農地、そしてこの隙間と、それと農地があることで、事務局の説明のとおり、●●●のほうとうまく話がいったそうで、特に問題はないと判断致しました。

続きまして、第6号、第7号ですが、これは●●地区で、今後、基盤整備が進む予定の地区で、話が進んでいて、もういい機会だなということで、田んぼの●●●●●●したというふうに聞いております。問題がないと判断しましたので、ご審議のほうよろしく申し上げます。以上です。

議長（会長）

各地区代表の報告が終わりました。議案第1号から第7号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。

3号ですけど、これ●●地区の方はどういうふうな判断をなさったんですか。

大塚ノブ子委員

稲田さん、どうでしょうか。

稲田俊美委員

さっきここへ入る前に、面識なかったんですけど、そこで、外でうやむや話しよったら本人だっぴびっくりしたんですけど、新しいああいうハウス建つとんですけど、ああいうやり方もあるんやなど、見に行ったとき、これ幾らぐらいで建つんですかとかいういろいろ聞きよったんですけど、それはうまくいったら、あれ●●●●●はないですから儲かると思いますけど、ただ、先走って土地をいじった、これが問題やと思うんですけど、さっき事務局が言いよったけど、売るほうも買うほうも始末書をつけてしとるんやったらもう止むなしかなどと思いますけど、私は。

廣瀬 徹委員	あの施設を見て、つい先日、11月30日の講習会の80ページの、底面が全面コンクリート張りの農業施設の届出制度のことが出ていますけども、もうああいうふうなハウスを作って、その天井にはソーラーシステムを貼り付けて、これは見た感じ、ずばり農作物栽培高度化施設というのに相当するんじゃないかなと思うんですけど。所有権移転の件と、もう一つはこういった、施設だったら届出が必要な、何か複雑な物件だなという感じがしたんですけども、その辺りを整理していただければ分かりやすいと思います。
事務局	栽培高度化施設の届け出という点でお答えをさせていただきますと、下にコンクリートがあれば届出が必要です。
廣瀬 徹委員	確かにコンクリートは打ってないんです。だけど、施設的にはあれはまさに高度化施設ですよ。
事務局	栽培高度化施設になろうとは思いますが、栽培高度化施設の届け出という点でいえば、コンクリートを張っているか張っていないかというところが論点にはなります。
廣瀬 徹委員	この43条、44条というのはそういう、もうコンクリートだけがポイントなの。
事務局	届出については。
廣瀬 徹委員	ああ、そう。
大塚ノブ子委員	●●地区はいろいろ意見が分かれたんですけど、皆さん、どんなお考えでしょうか。一言教えていただけますか。
川田政美委員	事前着工については問題あると思うな。
会長職務代理者	実は、この件というのは3条申請で出てきとる。農地売買で。県の裁定待ちというか、県へ申請を出さないかんかもわからんという、今、県の指導待ち。要は、この件は3条申請、農地の売買で出てきているという。
議長（会長）	3条で出てきとる場合には、農地やから、既にもう工作物ができとる。これが無断転用になるから、ペナルティは絶対必要や。そうでなかったら、こういうふうなんを通したら、後々また出てきたら通さないかんようになるから、するところはかちっとしとかなんだら。
岡村義弘委員	これは2例目でな。一番最初、前のほうのを農業委員しよったときに、●●でシイタケをしよる何かがあって、その人が鉄骨資材、シイタケやから、ほんで、鉄骨資材でハウス建てたんやけど、下はコンクリ張ると。その資材が農業経営課で資金のあれではゴーが出て、もう先買うとんや。ほんで、農転の話も農業委員会へ出てきたんやけども、コンクリ打つとって、もう後が先になってしもうてどうしようもなかったんやけど、その二の舞みたいな同じことだろうと思うんやけど。それも、県も、あのときも言うたんやけど、経営課と農政課と横の連絡が取れとらんけん、全然考えが違っただけで、その辺も今回もそういう、なったらそなんなるとこかもわからんすね。 それと一緒にやわ。そのときも、できとるし、もう鉄骨資材も全部あったから、もうしとるから、それで通したいうんかな。今回もそれと同じ。

議長（会長） あそこの●●のシイタケのこと言いよんやな。あれはもう、今はもう下へコンクリ打って構わんようになったんです。

岡村義弘委員 あおときは全然まだいかなんだ。

議長（会長） あおときはいかなんだですね。

岡村義弘委員 資金とそれが絡んで、経営課のほうでゴーサインが出て、もう先に上の構造物が来とったんよ。

議長（会長） ●●のほうが。

岡村義弘委員 うん。それでもめたんやけど、それでも結局できとったらもうそのまま、シイタケの農業やから、ほかの業種へ変わるというたらいかんけど、農業でいくんなら、それもよかろうということでもう通ったんですけどね。

議長（会長） ほかに意見ございませんか。

岩澤佳宣委員 農業するということはええんかもわからんですが、順序が違うでしょう、全然。今までにも元どおりにさせた例も何ぼか聞いとるけん、やっぱり、あるところはあるところできちっと、何ぼできとるけんいうても、なかなか、そういうふうなの認められたら、後々そういうふうのが出てくると思います。こういう場合は、今までの前例もあることやし、ある程度のペナルティは要ると思うんです。

吉原博美委員 これ農地の移転の場合は、これ先、いずれにしても3条の許可をすべきでないかなと思うんです。その後に、今言う指導するならばべきであって、今日は3条で出とるんやから、その分の案件で審議したらええんであって。

議長（会長） 上へ建つとるから。

吉原博美委員 いや、建つとるのは分かるけれども、これを進めんことには次へ進めんと思うで。例えば、上へ建つとる、もう4条なら4条で指導するとかいうても。

議長（会長） そうでなしに、3条でしていくというのは構わんのやけど、3条の場合は農地やから、建ててするというのは違法でしょう。

吉原博美委員 いや、それは分かる。

議長（会長） 違法でしょう。違法をそのまま通したら、次々出てきたら、これ通さないかんようになる。

吉原博美委員 それを指導するんやけど、3条の今の、ほな今建てとる分を撤去せい言うてもできんのちゃう、逆に。

議長（会長） できんから、ペナルティでもうおしまいにするという話です。

吉原博美委員 そうそう、ペナルティはしたらええんやけど、それを指導すべきであって、3条は許可せなんだら前へ進めんのと違うん。

議長（会長）	そのペナルティをどうするかという話をしよるんやけどな。
吉原博美委員	それはもう、売り手もあるし買い手もあるんやから、もう指導は指導として、ほんでペナルティならペナルティをすることで、許可までにどういうペナルティを与えるかというのは考えたらええんであって、ただ、やっぱり、3条を動かさないかんと思うんやけどな、農地は。農地は所有権を変えないかんだらうとは思いますが。以上です。
会長職務代理者	要は、許可を前提にペナルティをかけようという話であって。
議長（会長）	どういうふうなペナルティ取ったらええですか。
川田政美委員	もうずらしたらええんちゃうん。遅らせないかん。
議長（会長）	1か月。
事務局	現時点では始末書の提出はしていただいておりますという中での審議です。
議長（会長）	皆さん、1か月のペナルティで了承してもらえますか。
川田政美委員	はい。
議長（会長）	そうしたら、この3号につきましては1か月のペナルティ。
事務局	については、読み下りとしては、書類不備の審査継続という形で、今の形で1ヶ月というのであれば、事務局の判断ですが、来年の次回の1月の定例会ではご承認をできるでしょうという話の形で進めさせていただいているというふうにご承認いただいているものというふうにご受け止めてよろしいですか。
議長（会長）	そういうことで、皆さん、構いませんか。
稲田俊美委員	この何かやり方だったら、まだちょっと広げていくかもわからんので。田んぼ買うか何かで。
議長（会長）	あそこを。
稲田俊美委員	今後そんなことがあったら、絶対許可しませんということも付け加えとったらい。
議長（会長）	それは●●地区の農業委員が見よってくれなんたら。始末書は出とるんやけどな。
楠 豊委員	以後気をつけますとは言ったですよ。甘うに見とった言うて。
松岡浩二委員	今の保留いうことであれば、今何か工事やってますけど、工事は止めとかないかん。
議長（会長）	今のところ止まっています。
事務局	止めています。いいですか。
議長（会長）	それでよろしゅうございますか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第3号を除く第1号から第7号につきましてお諮りします。議案第3号を除く議案第1号から第7号までについて異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第3号を除く第1号から第7号を原案のとおり認めることと致します。3号は再審議と致します。

続きまして、日程第3 非農地証明願について、会長提出議案第8号から第9号を議題とし、一括上程致します。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをご覧くださいと思います。今回は非農地証明案件につきましては2件ございます。面積に致しまして2, 912㎡の7筆ございます。それでは、個別の案件のほうを説明させていただきます。なお、第8号につきましては、先ほどご審議いただきました会長提出議案第2号の関連案件となっております。

それでは、会長提出議案第8号、地区番号3、受付年月日が令和2年11月27日。申請人は●●●、●●●●様で、申請地は●●●●●●●●番。台帳地目畑、現況山林で、地積が669㎡ございます。申請理由と致しましては、昭和50年頃から40年以上耕作不能な状態が継続し山林化したものでございます。お手元の資料、10ページから11ページをお開きいただきたいと思います。

概要のほうでございしますが、さぬき市●●、●●、●●●●から南東へ約820m、県道●●●●●●の東方向に入ったところ、約300m入ったところでございます。周辺地は南北に県道幹線が走り、東西には山間部が迫っており、幹線道路周辺地に住宅と圃場整備地が広がっている状況でございます。申請者は昭和25年に取得し施肥管理を行ってきたが、山間部の農地であることなどから耕作条件が厳しく、やがて高齢化、耕作放棄し進入路も消滅し、現況は隣接山林とともに山林化しており、また、再生利用困難と見込まれる荒廃農地に既に分類された土地となっております。現況の写真のほうは11ページの右側におつけしております。ご確認いただけるかと思ます。

続きまして、会長提出議案第9号、地区番号3、受付年月日は令和2年11月27日。申請人は●●●●●の●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●番●他5筆ございます。台帳地目は6筆とも畑、現況地目は6筆とも山林で、地積合計、畑6筆で2,243㎡ございます。申請理由と致しましては、平成元年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したものでございます。お手元の資料の12ページから16ページにわたっておつけしておるところをお開きいただきたいと思います。

概要のほうでございしますが、ちょっと飛んでおりますけども、さぬき市●●、●●、●●●●●を中心に約400m範囲内にこの6筆が点在しております。ご覧のとおり、県道●●●●●の東方向と県道●●●●●の南北方向に散らばっておる状況でございます。自然地形と致しましては、北は瀬戸内海で南は山間部が迫る僅かな平野部に住宅と農地が点在している状況でございます。申請者は昭和40年代に贈与取得、そして、施肥管理を行ってきましたが、山間部の農地であることなどから耕作条件が厳しく、高齢化し、やがて耕作放棄し、現況は隣接山林とともに山林化しております。また、●●●●●番●●以外の5筆につきましては既に赤判定となっているもの

議長（会長）	各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第12号、13号、16号を除く議案第14号から第19号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第12号、13号、16号を除く議案第14号から第19号までにつきましてお諮りします。議案第12号、13号、16号を除く議案第14号から第19号までについて異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第12号、13号、16号を除く議案第14号から第19号までを原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>続きまして、寒川委員の関係する議案である議案第12号、13号、16号の審議に入ります。</p> <p>それでは、寒川委員の退席を求めます。</p> <p>（寒川委員、退席）</p>
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>会長提出議案第12号でございます。この12号につきましては、13号と関連がありますので、一括で説明をさせていただきます。地区番号は1、受付年月日は令和2年11月27日。譲渡人ですが、12号、13号とも●●●●●●の●●●●●●様です。譲受人ですが、●●●●●●の●●●●●●様です。申請地でございますが、12号のほうで●●●●●●番、他3筆、13号が●●●●●●番です。台帳地目、現況地目ですが、12号、13号とも、ともに田で、地積でございますが、12号が4筆で2,314㎡、13号が660㎡で、12号、13号合わせまして計2,974㎡となっております。転用目的は太陽光発電設備で、工事着完予定年月日が令和3年2月1日から令和3年8月31日。権利は●●●●●●●●で、第2種農地です。備考と致しまして、12号のほうは資料23から24、13号が25から26となっております。</p> <p>申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●●●●●から北西へ約700mに位置し、申請地の隣接は畑、宅地及び道路、水路に接しております。申請者は県内で太陽光発電事業を取り扱う法人であり、事業収益を上げるために東讃地区で3,000㎡程度のまとまった土地を探していたところ、農業継続の困難となった土地所有者との話がまとまり、今般申請に及んだものです。既存農地を整地した敷地に太陽光パネル、12号のほうは328枚、13号が220枚、計548枚を設置して、最寄りの既存電柱へと送電する計画です。また、地元土地改良区をはじめ、経済産業省の認定も受け、事業実施も確実であることから、許可相当と判断するものです。</p> <p>続きまして、会長提出議案第16号でございます。地区番号は4、受付年月日、令和2年11月27日。譲渡人で●●●●●●●●、●●●●●●様。譲受人で●●●●、●●●●様。申請地で●●●●●●●●●●●●番、同●●●●番。台帳地目、現況地目ともに畑。地積は2筆合わせまして1,131㎡。転用目的は太陽光発電設備。工事着完予定年月日は令和3年2月1日から令和3年8月31日。権利は●●●●●●●●で、第2種農地です。資料は31から32ページです。</p> <p>申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●●●</p>

●●から東へ約910mに位置し、申請地の隣接は畑、雑種地及び道路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は将来の生活の糧を得るために当該地周辺で土地を探していたところ、農業継続の困難となった土地所有者との話がまとまり、今般申請に及んだものです。既存農地を整地した敷地に太陽光発電パネル290枚を設置し、最寄りの既存電柱へと送電する計画です。また、地元土地改良区をはじめ、経済産業省の認定も受け、事業実施も確実であることから、許可相当と判断するものです。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

楠 豊委員 それではご報告致します。会長提出議案12号、13号の5条申請ですが、●●●●●●●●の太陽光発電設備ということで、現地を確認し、各同意もあるようですので、問題なかろうということになりました。よろしくお願ひ致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

川田政美委員 16日の日に全員で検討した結果、●●に住んでおられまして、これも問題なかろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第12号、第13号、第16号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第12号、13号、16号につきましてお諮りします。議案第12号、13号、16号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第12号、13号、16号を原案のとおり認めることと致します。

退席されている寒川委員の着席を認めます。

（寒川委員 着席）

議長（会長） 続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第20号を上程致します。

なお、今月の議案で、整理番号36番が岩澤委員さん、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番、4番が松岡委員さんの関係議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第20号についてご説明致します。

最初に8ページをご覧ください。これは農地機構を通じて農地の売買を行うもので、今回は売り手から農地機構への所有者移転を行うもので、1件あります。売り手は●●●●様で、4筆分です。

次に、農地の貸し借りについての説明をします。議案書の9ページから12ページの間説明となります。

法人が7件、個人が15件、中間管理機構が17件の合計39件となっております。39件のうち、新規が20件、再設定が19件となっております。39件のうち、賃借権が9件、使用貸借権が30件となっております。賃借権の内訳としまして、2万7,932円が1件、5,000円が1件、3,504円が1件、3,000円が3件、2,000円が1件、物納が2件となっております。期間につきましては、20年が2件、10年が15件、6年が6件、5年が5件、4年が1件、3年が9件、1年が1件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の説明をさせていただきます。こちらのA3の別の表をご覧ください。

貸付先は、個人24件、法人7件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が7件、使用貸借権が24件となっております。期間は、20年が7件、10年が13件、6年が10件、3年が1件となっております。農地の利用内容は、水稻、麦、野菜、果樹の作付となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等がある場合は、整理番号指定の上ご発言ください。
ございませんか。

事務局 18と19番、●●●●さんいうたら、さっき出てきた。これ、またハウスみたいなん、しはせんのか。野菜と書いてるんやけど。

松岡一海農地集積専門員 農地機構の松岡です。この●●さんと●●さんの契約等につきましては、一応、野菜いうことでお聞きしているんですけども、多分いうたらおかしいんですけど、行く行くはハウスも考えておるということを聞いております。そういうことで、今回の、どういうんですか、保留部分もありますので、その辺あたりは、農地機構から●●さんに貸し付けておりますので、重々指導はしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、整理番号36番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番、4番を除く議案第20号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることと致します。
続きまして、岩澤委員、松岡委員の関係議案である整理番号36番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番、4番の審議に入ります。それでは、岩澤委員、松岡委員の退席を求めます。

（岩澤委員、松岡委員 退席）

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第20号についての委員さんの案件は1件あり、使用貸借権で、期間は5年となっております。農地中間管理事業対象農用地等総括表に

についての委員さんの案件は2件で、使用貸借権が2件となっております。期間は、10年が1件、6年が1件となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。
退席されている岩澤委員、松岡委員の再入場を認めます。

（岩澤委員、松岡委員 着席）

議長（会長） 本日上程の議案については以上ですが、日程第8 その他で、事務局、ありませんでしょうか。

事務局 そしたら、お手元のほうにお配りしております資料、3点ございます。
来年度でございますが、令和3年度のさぬき市農業委員会各種申請書締切日のお知らせでございますが、ご覧のとおり、例年どおり、農業振興地域の受付日は、6月、10月、2月の予定で、基本は毎月1日締めで、定例会のほうは20日を予定で、来年度もこのような形のもので進めさせていただきたいと思っておりますので、ご了解のほどよろしくお願い致します。

なお、長期休暇あるいは年末年始等については、締切日が早うございます。それと、3月につきましては、職員等の事務局の人事の関係がございますので遅らせておりますので、ご了解いただきたいと思いますと思っております。

それと、皆さんもご存じかと思いますが、お手元の全国農業新聞の地方版でございますが、さぬき市大川町にございます、6次化ということで、さぬき市のかなたまキッチンの紙面がございますので、抜粋をしておりますので、またご覧いただきたいと思います。

それと、農政情報でございます。農業会議さんが発行しておる機関紙でございますが、ご覧のとおり、今回は今年の夏、旧農業委員さん、継続された方のほうで、県あるいは国に対しての農業施策の要望書を持ち出しているものの写真等々内容でございます。お開きいただきましたら、先日の研修会等々、上半期を中心とした活動等が掲載されておりますので、またご自宅でお読みいただければと思っております。

それでは、次回の令和3年1月20日水曜日の定例会につきましては、まず、会場が申告の関係で寒川庁舎の3階の301、302会議室であります。なお、時間のほうでございますが、ご存じのとおり、人・農地プランの事業関係が午後1時半から予定をされておりますので、定例会のほうは15時、午後3時を予定しておりますので、引き続きご出席のほどよろしくお願いしたいと思います。

なお、一部の方で、会長さん、職務代理並びに地区代表の方につきましては、来月の案件で新規就農等々がございましたら、こちらの時間のほうは予定どおり13時から30分程度の仮という予定となっておりますので、ご留意のほどよろしくお願いしたいと思います。

それと、あと、先日お願いしておりました農地パトロール以降の意向調査等の回答並びに手当等の回収も、まだの方につきましてはよろしくお願い致します。以上です。

議長（会長）

以上をもちまして、令和2年12月農業委員会定例会を閉会致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（15時02分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について（議案第3号を除く）
賛成委員・・・・・・・・17名 反対委員・・・・・・・・0名

・非農地証明願について
賛成委員・・・・・・・・17名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・17名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・17名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・17名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 12番

署名委員 13番